

# 令和7年度 鹿児島県保育士修学資金（就職支度金）のご案内

県では、保育士の養成確保を図るため、保育士の資格取得後に鹿児島県内の保育施設等で保育業務等に従事する意思を有し、現在、保育士養成施設（以下「養成施設」という。）で修学中の学生に保育士修学資金を貸し付けていますが、今年度から、現在、保育士修学資金の貸付を受けていない学生を対象に「就職支度金」を貸し付けることにしました。

今回「就職支度金」の貸付を受けた場合は、養成施設の卒業後、鹿児島県内の保育施設等で5年間保育士業務に従事した場合に、返還が免除されます。

## 1 応募資格 次の（１）～（６）を全て満たす方

### （１）県内外の養成施設の最終学年に在学中の方

※ 4年制の場合は4年生，3年制の場合は3年生，2年制の場合は2年生

#### ○ 県内の対象養成施設 9校

- ・鹿児島純心大学
- ・鹿児島国際大学
- ・第一幼児教育短期大学
- ・神村学園専修学校
- ・龍桜高等学校
- ・鹿児島女子短期大学
- ・鹿児島純心女子短期大学
- ・鹿児島キャリアデザイン専門学校
- ・奄美看護福祉専門学校（※県外指定保育士養成施設通信課程併修）

### （２）鹿児島県保育士修学資金の貸付を受けていない方

### （３）学業成績などをもとに養成施設の長が推薦する方

### （４）家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる方

### （５）他の都道府県の保育士修学資金及び他の奨学金の貸付を受けていない方

※ 併用ができる奨学金等については、お問い合わせください。

### （６）養成施設を卒業後、鹿児島県内の保育施設等で保育業務等に従事しようとする方

## 2 貸付条件等

### （１）貸付額

就職支度金 200,000円以内

### （２）貸付利子

無利子（返還が生じた場合に返還期間を過ぎた場合は、年3.0%の延滞利子）

### （３）貸付時期

卒業時に貸付

### （４）送金方法

借受人が指定する金融機関の口座に振込み

## 3 貸付金の返還免除

養成施設を卒業後1年以内に、保育士の登録を行った上で、鹿児島県内（注1）の保育施設等において、保育業務等（注2）に引き続き5年間（注3）従事した場合に貸付金の返還を免除します。（※ 毎年度提出していただく「現況報告書」等で従事状況を確認します。）

（注1）東日本大震災等の被災県（岩手県，宮城県，福島県，熊本県）を含みます。

（注2）従事した仕事が保育士の業務でなければ免除対象になりません。

（注3）過疎地域で従事する場合は3年間，養成施設入学時45歳以上で離職後2年以内の方（中高年離職者）は3年間

#### 4 貸付金の返還方法等

##### (1) 返還が必要な場合

①養成施設を卒業できなかった場合

②養成施設を卒業後、1年以内に保育士の登録を行わず、又は上記3の期間、県内等で保育業務に従事しなかった場合

(ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により保育業務に従事できない場合は、免除対象期間には算入しないが、保育業務に従事しているものとみなします)

(2) 返還期間 2年以内

(3) 返還方法 一括又は月賦で返還(指定口座への振込み)

#### 5 申請書類

(1) 貸付申請書

(2) 養成施設の推薦書

(3) 世帯全員及び連帯保証人の住民票(本籍地を記載したもの)

(4) 世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書及び課税証明書

(5) 個人情報取扱同意書

(6) 離職時期が分かる離職票又は離職証明書等(中高年離職者の方に限る)

#### 6 連帯保証人

(1) 保証能力がある連帯保証人1人

※ 保証能力があれば父母のいずれか1人で構いません。

(2) 連帯保証人を法人とする場合は、財務状況が確認できる書類、法人の印鑑証明、連帯保証の意思決定議事録等が必要

#### 7 申請手続及び定員

(1) 養成施設への書類の提出

在学する養成施設に、上記5の書類を提出する。

提出期間については、各養成施設に確認してください。

(2) 養成施設から鹿児島県社会福祉協議会への提出期限

令和8年1月30日(金)

(3) 定員

20名(応募者多数の場合は、申請者の世帯の家計状況により決定します。)

#### 8 問い合わせ先

申請手続や提出書類等については、下記又は各養成施設にお問い合わせください。

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 生活支援部

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7(県社会福祉センター内)

TEL:099-214-3701 FAX:099-214-3812